**令和５年度**

第５回越知町農業委員会総会議事録

**（定例会）**

**令和５年７月３１日**

令和５年度　第５回越知町農業委員会総会議事録

令和5年7月31日　越知町農業委員会総会を越知町役場3階大会議室に召集された

1. 会議日　令和5年7月31日（月）午前9時00分～午前10時00分
2. 出席者

　農業委員（10名）　会長　須内啓次　　職務代理者　和田昌夫

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 1 　片岡　健二 | 2 　大原　糸代 | 3　 大原　典子 | 4　 箭野　正昭 |
| 5　 吉田 由太郎 | 6 　橋詰　　節 | 7 　小﨑　冨二男 | 8 　和田　昌夫 |
| 9　 岡林　富士男 | 10 須内　啓次 |  |

農地利用最適化推進委員（5名）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 　 岡　　義雄 |  　濱田　　學 | 斎藤　信夫 | 　 西村　亀洋 |
| 　　岡林　直久 |  |

事務局職員（3名）

　　　　　　　片岡　宏文　　　西岡　亨　　　岡田　恭子

1. 本会に出席を求めたもの
2. 議事

　　　　議案第 9 号　農地法第３条の規定による許可申請について

　　　　議案第10号　非農地証明願いについて

　　　　報告第 1 号　嵩上届について

1. その他

　　農地パトロールについて

1. 閉会

　　　　　　　　　　開会及び議事　　　午前9時00分

会　　長　　　おはようございます。台風6号は今のところ高知に影響はなさそうですが、猛暑が続いていますので、水分補給や休憩時間の取り方に注意しながら作業してください。

　　　　　　　本日の署名委員は大原典子委員、岡義雄委員です。よろしくお願いします。

　　　　　　　それでは議題に入る前に報告事項があります。事務局お願いします。

事務局長　　　事務局長の片岡です。先日の1回目の臨時総会は体調不良で出席できずすみませんでした。これから3年間、どうぞよろしくお願いします。

　　　　　　　新しい委員さんを迎えまして、審議の前に、簡単ではありますが農地法について説明させていただきます。

（事務局　農地法について説明）

会　　長　　　新しい委員さんをお迎えしましたので、事務局から農地法の説明ありましたが、今後また勉強していただけたらと思います。

　　　　　　　それでは、議案に移ります。農地法第3条の規定による許可申請についてを説明お願いします。

事務局　　　はい、説明させていただきます。

　　　　　　　1番、譲渡人は、○○の○○○○さん、譲受人は○○の○○○○さん、調査委員は吉田由太郎委員にお願いしています。土地の所在地番は○○字○○2435番1、地目は台帳、現況ともに田、面積は12㎡、ほか田が17筆、畑が2筆合計20筆の合計1194.94㎡です。事由は贈与となっています。

　　　　　　　2番、譲渡人は、○○の○○○○さん、譲受人は○○の○○○○さん、調査委員は岡林富士男委員にお願いしています。土地の所在地番は○○字○○451番、地目は台帳、現況ともに畑、面積は26㎡、ほか、田が7筆の合計8筆、面積は432㎡です。事由は売買です。

　　　　　　　3番、譲渡人は、○○の○○○○さん、譲受人は○○の○○○○さん、調査委員は大原典子委員にお願いしています。土地の所在地番は○○字○○2009番1、地目は、台帳は宅地、現況は畑、面積は140.39㎡の1筆で、事由は売買です。

　以上につきましては、農地法第3条第2項第1号から第6号に該当しないことは書面にて確認しております。

　　　　　　　現地の航空図、地図など添付しておりますので、参考にしてください。

以上です。

会　　長　　　ありがとうございました。説明終わりましたので、1番の報告を吉田由太郎委員お願いします。

5番委員　　　はい、7月22日に調査に行ってきました。場所は○○に上る道沿いです。近隣の方が耕作していましたので、状況を聞きました。この辺一帯が○○さんの所有だそうです。兄弟間の贈与です。地目が田になっている部分もありますが、現況が田の所はありません。ほとんど栗など果樹が植わっている状態でした。田には戻せませんが、畑として果樹栽培などしています。少し非農地のような所もありました。

事務局長　　　事務局も見に行っています。全てがきれいに管理されているとはいえませんが、栗とかビワ、柿など果樹が植えられています。譲受人の○○さんに聞き取りもしましたが、お父さんの田畑を守りたいとの強い思いがあり、非農地にせず、出来るだけ田畑で譲り受けたいとのことでした。これから草を刈ったり、竹を切ったり、少しずつ手をいれていくということです。

9番委員　　　本人が耕作の意志があるなら許可しても構わないと思います。

5番委員　　　ご自身が出来ない時は、近隣の方に草刈りなど管理を頼むこともあるようです。果樹が農地とみなされるのであれば、問題ないと思います。

会　　長　　　ありがとうございます。続きまして、2番の報告を岡林委員お願いします。

9番委員　　　はい、報告させていただきます。7月21日に調査に行ってきました。写真を見てください。場所は○○の川のほうになります。○○は現状草が生えています。隣はみかん畑と山椒畑です。草を刈れば、すぐに耕作可能です。○○は田んぼで稲が植えてあります。近隣も水田や山椒畑ですので、問題ないと思います。

会　　長　　　ありがとうございます。それでは3番を大原典子委員お願いします。

3番委員　　　7月21日に岡委員に同行してもらって調査してきました。

町道を入ってすぐの所です。道沿いに住宅があり、その間の約1ｍ幅通路を入った所です。周りはほとんど住宅です。申請地の両脇にも車庫か倉庫が建てられていました。申請地はスイカや色んな種類の野菜が植えられていて、家庭菜園になっていました。以上です。

会　　長　　　ありごとうございました。調査委員の報告終わりましたが、委員の皆さん、ご意見、ご質問ありませんでしょうか。

　　　　　　　（質問、意見なし）

それでは、採決します。議案第9号について賛成の委員の挙手を求めます。

　　　　　　　（全員挙手）

　　　　　　　 はい、全員です。ありがとうございます。

続きまして、議案第10号 非農地証明願いについてを議題とします。　　事務局説明お願いします。

事務局　　　 はい、説明させていただきます。1番、申請人は○○の○○○○さん、調査委員は岡林富士男委員にお願いしています。土地の所在地番は○○字○○5782番1、地目は田、面積は36㎡、利用状況は平成5年から公衆用道路です。ほかに田が2筆の合計3筆、合計面積58.91㎡です。

2番、申請人は○○の○○○○さん、調査委員は須内啓次委員にお願いしています。土地の所在地番は○○字○○812番1、地目は畑、面積は163㎡、利用状況は平成10年ごろから原野です。現地の航空図等添付しておりますので参考なさってください。

会　　長　　　それでは、調査委員の報告に移ります。1番の報告を岡林委員お願いします。

9番委員　　　先ほどと同じく7月21日に調査に行ってまいりました。○○の入り口、橋のたもとです。現地の写真を見ていただいたらわかるように、道路になっています。30年以上現況ですので非農地と判断して問題ないと思います。以上です。

会　　長　　　ありがとうございます。2番の報告をいたします。

10番委員　　 場所は○○の北の、車がやっと通れるぐらいの道を入った所で、○○

の北側です。申請地は○○さんの自宅のすぐ北側で、自宅から言うと

背丈くらいの高さに一段下がった土地です。周辺の状況は、東が法面

状態の畑、西は雑種地、南は住宅、北は家庭菜園のような小規模の畑

です。申請地は雑木が茂っているぐらいですが、フェンスで囲われて

おり、段差も大きく、農道もないことから、今後耕作は難しい状態です。周辺も住宅が多い地域ですので、非農地と認めても問題ないと思います。以上です。

会　　長　　　調査委員の報告終わりましたので、審議に入りたいと思います。質問、意見等ありませんか。

　　　　　　　（質問、意見なし）

　　　　　　　ご意見ないようでしたら採決に移ります。議案第10号に賛成の方の挙手を求めます。

　　　　　　　（全員挙手）

　　　　　　　はい、全員です。ありがとうございました。

会　　長　　　本日の議題は以上ですが、報告事項があります。事務局、説明お願いします。

事務局　　　はい、説明します。報告第1号嵩上届について。1番申請人は○○の　　○○○○さん、土地の所在地番は○○字○○326番1、地目は台帳、現況ともに畑、面積は181㎡で、嵩上事由は仁淀川氾濫による農地浸水被害の軽減と、農作業の効率化を図りたいということです。ほか8筆、合計9筆の1983㎡です。

会　　長　　　報告事項ですので、決議はありませんが、担当地区ですので、補足説明します。写真で見ると高低差がわかりにくいですが、周りに建っているハウスよりは背丈より少し低いぐらいの高さで、一段下がっています。

9番委員　　　構造物は建ちますか。土羽ですか。

事務局長　　　土羽で、川渕だけブロックを積んで、腰巻で止めます。現状より1.1ｍ嵩上予定です。写真右のハウスがある高さまで上がるという話です。

斎藤委員　　　国調はもう終わっていますか？

事務局長　　　はい、もう終わっています。全9筆1983㎡の申請ですが、実際に　　　　盛り土するのは、うち1000㎡ぐらいです。1000㎡ぐらいに園芸用ハウスを建てます。

岡林委員　　　今回決議事項ではないということですが、近隣の許可は必要ですか。

事務局長　　　隣接する田畑の所有者には同意書をもらっています。

9番委員　　　以前柴尾で盛り土をした所の水はけが悪くなった問題がありましたが、そういう影響がないか今後注意して見るのが農業委員会の仕事かと思います。

新しい委員さんも増えたので、また勉強会をしてもらえれば。

事務局長　　　わかりました。

会　　長　　　圃場の周辺は皆さん毎日見るでしょうから、何か気がついたことがあれば、事務局と連携して解決していきましょう。

本日の議題は以上です。その他に移ります。事務局、説明お願いします。

事務局長　　　片岡宏文　農業委員会互助会会則について説明

　　　　　　　　　　　　　　　　農地パトロールの日程について話し合い

閉会　午前10時00分